

承第3号

専決処分の承認について（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）

別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和6年4月30日提出

下呂市長 山内 登

#### 提 案 理 由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）の一部改正に伴い、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

専第3号

専決処分書（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

下呂市長 山内 登

## 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う下呂市 固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う下呂市固定資産税の特例に関する  
条例（令和3年下呂市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1 （略） （この条例の失効）	1 （略） （この条例の失効）
2 この条例は、 <u>令和9年3月31日</u> 限り、その 効力を失う。	2 この条例は、 <u>令和6年3月31日</u> 限り、その 効力を失う。
3～5 （略）	3～5 （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 【参考資料】

# 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例要綱

## 1. 改正理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 24 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

## 2. 概要

(1) 適用期限を 3 年延長します。

(制定附則第 2 項関係)

(2) この条例は、公布の日から施行します。

(改正附則関係)